

議員提出第3号

放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の
処遇改善を求める意見書

吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり
提出する。

平成31年3月20日

提出者 吉川市議会議員 雪田 きよみ

賛成者 吉川市議会議員 濱田 美弥

〃 遠藤 義法

吉川市議会議長 中 嶋 通 治 様

提 案 理 由 口 頭

放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を求める意見書

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後等に安全に安心して生活できるための遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。児童の安全を確保するためには、児童を見守る職員の万全な体制が求められます。

放課後児童クラブで突発的な事故等が起きた場合には、それに対応する職員他、その他の児童に対応するものが必要になります。このため、職員は複数配置が必要とされています。また、放課後児童支援員等については、研修等により資質を向上させていくことが必要とされています。これらの職員の配置等については、国が基準を定め、市町村が放課後児童クラブに関する条例を定める際に従うべき基準とされています。

地方分権改革の提案募集において、全国的に不足する放課後児童クラブの人材不足の深刻化により支障が生じているとして、従うべき人員基準の規制緩和を求める提案が地方から国に提出されました。これを受け国は、今後地方分権の場で検討することとしています。

仮に従うべき人員基準を緩和して、職員が一人で多くの児童を受け持つこととなった場合には、放課後児童クラブの安全性が低下する恐れがあります。そもそも放課後児童クラブの運営にとって最優先すべきことは児童の安全の確保です。このため、最低基準として、従うべき人員基準が設けられました。単に放課後児童クラブの人員確保が困難との理由から緩和するべきものではありません。

放課後児童クラブにおける児童の安全を確保するためには、放課後児童支援員等の量的な確保と、その質の向上が不可欠です。そのため国においては、経験等に応じた処遇改善を進めるための事業を始めましたが、その要件が厳しいことから事業の活用が進んでいません。放課後児童支援員等の処遇改善は、未だ不十分な状態です。

よって、国においては下記の措置を講ずるよう、強く求めます。

記

1. 放課後児童クラブの職員配置基準等に係る従うべき人員基準については、児童の安全が確保されるように堅持すること。
2. 放課後児童支援員等について、給与等の処遇の改善の更なる対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月20日

埼玉県吉川市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（少子化対策・男女共同参画・地方創生）